内閣衆質一四二第一〇号

平成十年三月二十四日

衆

議

院議長

伊藤宗一郎

殿

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議員保坂展人君提出死刑の必要性、 情報公開などに関する再質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出死刑の必要性、 情報公開などに関する再質問に対する答弁書

# 一の(1)について

\ | | は 廃 平 と答えた者の割合は七十三・ハパーセント、「わからない・一概に言えない」と答えた者の割合は十 「止すべきである」と答えた者の割合は、十三・六パーセント、「場合によっては死刑もやむを得な」 成六年九月実施の総理府世論調査の結果によれば、 死刑制度の存廃について、「どんな場合でも死刑

### の(2)について

二・六パーセントであった。

る。 月、 のとおりとなっている。なお、平成六年九月実施の世論調査の結果については、一の(1)についてで述 んな場合でも死刑を廃止しようという意見に賛成か、反対か」という質問に対して、 死 昭和三十一年四月から平成元年六月までに実施された五回の世論調 昭和五十五年六月、 刑 制 度に関する政府 平成元年六月及び平成六年九月の六回にわたり、 の世論調査は、 これまで、 昭和三十一年四月、 昭和四十二年六月、 査においては、「今の日本で、 総理府により実施されてきてい 回答結果は、 昭和 五. 次の表 一十年五 بلح

べ

たとおりである。

一七・八	六六・五	一五・七	平成元年六月
三三・四	六二・三	一四・三	昭和五十五年六月
三五五	五六・九	二〇-七	昭和五十年五月
三五五	七〇・五	一六・〇	昭和四十二年六月
一七	六五	一八	昭和三十一年四月
わからない (%)	反 対 %	賛 成(%)	実施年月

政府は、 今後も、 死刑制度の存廃を考える上での参考に資するため、 必要に応じて、 死刑制度に関する

の(3)について

世論

調

査

の実施を検討することとしている。

F イツ連邦共和国では、 千九百四十九年 (昭和二十四年) に死刑が廃止されているが、 その背景には、

ナチスによる死刑の乱用の経験があったとみられる。 また、 イギリスは、千九百六十五年 (昭和四十年)

に通常犯罪について死刑を廃止しているが、その背景には、 謀殺について死刑が絶対刑として定められて

いたことがあったとみられる。

が、 踏まえて慎 死 死刑 刑 制 制度の存廃を考える上で、 度の存む 重に検討されるべきものであり、 廃 の問 題 は、 基本的に各国において当該国 諸外国における動向や経験も参考にする必要があると考えている。 それぞれの国において独自に決定すべきものと考えている の国民感情、 犯罪情勢、 刑 事 政 策 の在り方等を

## 一の (5) について

ず、 律に は、 市民的及び政治 個 ょ 個人が生まれながらにして有している生存する権利について規定しているものであり、 人の って保護されるべき旨及び為政者等の個人又は団体の恣意により 生命を奪う場合には、 的権利に関する国際規約 各 国 の法制に従い (昭和五十四年条約第七号。 · 適正, な法 の手続に基づく必要がある旨を規定し 以下「規約」という。) 個 人の生命を奪うことは許され この 第六条1 権 利 たもの は法

刑 妨げるために援用されてはならない旨を確認的に規定したものであると考える。 また、 の存在を積極的に容認しているかのごとき印象を避けるため、本条の規定は死刑の廃止を遅らせ、 同条6は、 同条 4及び5が死刑の存在を前提とした規定であるところ、この規約であたか がも死 又は

であると考える。

#### $\mathcal{O}$ $\widehat{6}$ について

併せ考察したとき、 死 刑  $\mathcal{O}$ 選 択 は、 犯行 その罪 この罪質、 責が誠に重大であって、 動機、 態様、 結果  $\mathcal{O}$ 重大性、 極刑を科することもやむを得ないと認められる場合に 遺族 の被害感情、 社会的影響等各般 の情 状 を

具体的 事件においては、 検察官は、 右に述べた各般の情状の一つとして、 被害者の遺族の感情を適宜の

そのような事案がある以上、

死刑制度が必要であると考えてい

行われるものであるところ、

方法により立証しているものと考える。

#### $\mathcal{O}$ $\widehat{7}$ について

も含む各 殺 人事 一般の 件等の被害者 情状を併 の遺族 せ考察して犯人に適切妥当な刑罰が量定されるべきものと考えてい 0 感情は、 各遺族それぞれに異なるものであり、 各事案ごとに、 遺族 の感情

#### $\frac{1}{0}$ に っつい 7

経済社会理事会決議を支持するものであるが、 ると理解しており、 御指 摘 の決議 は、 死刑に関する情報の公表についても要請する千九百八十九年(平成元年) 我が国は、 死刑に関する情報については、 公表の具体的な程度については、 統計等により可能な限り公表しているも 各国 の判断に委ね 五月の国 5 ħ 連 て

1

のであって、 現状で十分であるとの 認識 の下に、 同 決議 に参 加 したものである。

7 1 死 各国 る事 刑 制 が判断すべきものであると理解しており、 項 度 の一つであると認識してい  $\mathcal{O}$ 存 廃  $\mathcal{O}$ 間 題に . つ い 7 は、 るが、 玉 連 等に 死刑存置国におけ お 1 て議 諸外国における公表の程度については、 論され る情 てい る 報 Ł  $\mathcal{O}$ 開  $\mathcal{O}$ で 示 は、 あ  $\widetilde{\mathfrak{h}}$ 同 決 玉 議 際社会で関  $\mathcal{O}$ 趣旨 必要が生じた を踏 を集 まえつ め

# 二の (2) について

場合には把握していく所存である。

三日内閣 判 + 摘 のであって、 断 7 日 0 死 7 される場合に 昭 刑  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ るものでは 非 和 衆質 必 政 五. 要性、 府 十九年三月二十七 個 間 四二第一号。 組 々具体的 情 おい 織との な 1 報 ので、 て、 公開 質疑 な死刑執行 年度途中 などに関する質問 死 刑 日 の 以 下 の 場 参 の必要性、 で 「前回答弁書」 議 の事: . 一  $\mathcal{O}$ 口 院法務委員会における答弁並 定 実が 答 は、は、  $\mathcal{O}$ 主意書 情報公開などに関する質問に対する答弁書 日に 推測されるおそれがある日別の死刑 個 という。) 二の3及び お 々具体的 け (平成十年一月十六日提出質問第一号) 二の る死 刑 な 死 確 定 刑 執行  $\mathcal{O}$ びに平 未執行者数について答弁等して  $\mathcal{O}$ 4についてのようにお答えしたも 事 成 実が 元年三月九 推 測され 確定者数について答弁等 日及び同 るおそ (平成十年二月十 れ 3で御指 年 が な  $\dot{+}$ · 月三 るも لح

のである。

二の (3) について

個 口具体 的 な 死刑執行に関する事項を開示することについては、「個人の生活の平穏等の私的 いな権 利利

益を害し、 又は公務の適正な遂行等の公共の利益を損なうおそれ」 が常にあり、 慎重な対応が必要である

質問に対する答弁書 と考えている。統一的対応としたのは、 (平成十年一月十三日内閣衆質 議員側の御要望があったからではなく、 四一第二一号)一の6についてでお答えした理由に 死刑の執行などに関する

基づくものである。

二の (4) について

平 成二年以前にお (1 ては、 死刑執行数は、 他の統計項目と同 様、 関係部[ 局の業務にお いて、 月報 により

これを把握することが必要であろうとの判断 の下に登載してい たものである。

ところで、 月報における 「業務上の要請」 とは、 統計項目の月ごとの傾向を速報するというものである

が、 平成二年末の法務統計月報の見直しに当たっては、 統計担当部局において、改めて「業務上の要請

を具体的に検討し、 その際、 死刑執行数については、 関係部局においてこれを登載しなくとも業務上の支

障はないものとされたことから、登載を取りやめたものである。

二の(5)について

前 回答弁書二の2についてでお答えしたとおり、 情報公開の程度については、 それぞれの国の刑事法制

等の違いを反映し、 おのずからその程度に差があるものと考える。

二の(6)について

情報公開の程度と国内世論の関係については、 判断が困難な問題であると考える。

三の(1)について

死 刑確定者により、 面会、 信書の発受及び物品の授受の取扱いに関して精神的損害を被ったとして、そ

の慰謝料を求める訴訟が提起されたことはある。

三の (2) について

前 回答弁書三の1についてでお答えしたとおり、 死刑確定者は、 極限的な状況に置かれており、ささい

なことでも大きい精神的 動揺と苦悩に陥りやすいことが十分推測される。このような合理的推測に基づい

て、 死刑執行の都度、 その事実を公表することは、 他の死刑確定者の心情の安定を損なうことになるもの

と判断している。

三の(3)について

面 会及び信書の発受について、 昭和三十八年三月十五日、 法務省矯正 一局長依命通達 死 刑確定者 の接見

及び信書の発受について」が発出されている。 同通達は、 死刑確定者の面会及び信書の発受の許否に関

心情の安定に配慮しつつその身柄を確保するという収容の目的等にかんがみ、 監獄法 (明治四十一年

法律第二十八号) の趣旨にのっとった遺憾なき運用がなされることを目的としたものであり、 その内容

は、 死刑 確定者の 面会及び信書の発受については、 本人の身柄 の確保を阻害し又は社会一 般に不安の念を

抱 か せるおそれの ある場合、 本人の心情の安定を害するおそれ 0 ある場合、 その他が 施 設 0 管理運営上支障

を生ずる場合は、 お お む ね 許可を与えないことが相当であるとしているも のであ

各施設長は、 死刑 確定者  $\mathcal{O}$ 面会、 信書の発受及び物の授受について、 関係法令の規定に基づき、 右通達

四の(1)について

を踏まえ適正にこれを処理している。

恩赦法施行規則 (昭和二十二年司法省令第七十八号) 第十条第一項及び第二項の規定により、 恩赦の申

出をする理由がな い旨の結果のみが出願者に通知されている。 これらの規定は、 理由を通知しなければな

らない旨を定めていない。

四の(2)について

代理人に通知しないのは、 恩赦が行われるか否かについて直接の利害関係を有する本人自身に対し通知

がなされれば足りると考えられるためである。

四の (3) について

まず、 上申をする監獄の長は、 本人から恩赦願書を受理したときは、 恩赦法施行規則第二条第一項及び

第二項の 規定により、 恩赦上申書には、 判決の謄本又は抄本及び犯罪の情状、 本人の性行、 行状、 将 来の

生計その 他参考となるべき事 項に関する調 査書類並びに恩赦願書を添付して、 中央更生保護審査会に 上申

十二号)第五十四条第一項及び第二項の規定により、本人の性格、 行状、 違法の行為をするおそれがある を行う。

次に、

同審査会は、

恩赦上申書を受理したときは、

犯罪者予防更生法

(昭和二十四年法律第

百四

かどうか、本人に対する社会の感情その他関係のある事項について調査し、 さらに、 その者が社会の安寧

福 祉を脅かすことなく釈放されるに適するかどうかを考慮して審議を行うこととなっている。

なお、 監獄の長は、 恩赦上申事務規程 (昭和五十八年法務省保恩訓第二百四十五号大臣訓令) 第十二条

第二項に基づき、 恩赦 の出願に当たっては、 出願者又はその代理人に、 情状に関する参考資料を提出させ

ることができる。

四の(4)について

出 願者が恩赦を不相当とする議決に対してこれを不服として争う手段はないが、恩赦法施行規則第八条

の規定により、 前回の恩赦出願の日から一年を経過している場合は、 再出願することができる。

四の(5)について

恩赦法 施行規則第 一条の二第二項の規定により、 恩赦 の出願が認められているのは本人のみであるが、

前 回答弁 書四についてでお答えしたとおり、 本人の代理人による出願は認められ てい . る。

四の(6)について

請 願法 (昭和二十二年法律第十三号) 第三条第一項に規定する請願の事項が恩赦に関するものであると

きは、所管官公署は法務省である。

当該請願書が恩赦法施行規則第九条第一項の要件を備えた本人の願書と認められるときは、 上申の権限

を有する監獄の長に回付し、 当該監獄の長は、 中央更生保護審査会に恩赦の上申をし、 同 審査会は、 犯罪

者予防更生法第三条第二項第一 号の規定により、 法務大臣に対し恩赦の実施について申出をするかどうか

について議決することとなる。

その余の請願書 は、 請願法第五条に基づき処理されることとなる。

四の(7)について

我が国においては、 恩赦法施行規則第一条の二第二項の規定により、 死刑確定者にも恩赦の出願を認め

ており、 その出願があったときは、 監獄 の長は、 中央更生保護審査会に恩赦の上申をしなければならない

こととなっているので、 我が国の恩赦制 度は、 規約第六条 4にかなうものである。

四の(8)について

死刑確定者から の恩赦の出願が減少してい る原因については、 承知してい ない。

昭 和五十一年以降恩赦が認められていないのは、 中央更生保護審査会において、 その間に議決した案件

については、 個別に審議した結果、 いずれも法務大臣に対し恩赦の申出をする理由がないと判断されたた

めである。

五の(1)について

前 回答弁 書 0) 2についてで 「国際的には、 様々な考え方があり」とお答えしたのは、 我が| 国 政 分府とし

ては、 死刑制度の 存 一廃の問 題は、 基本的 に各国に おいて当該 国  $\mathcal{O}$ 国民 7感情、 犯罪情勢、 刑事 政策 の在 り方

等を踏まえて慎重に検討されるべきものであり、 それぞれの国において独自に決定すべきものと考えてい

るが、この点については、 種々の 国際会議等における各国の対応等から国際的には様々な考え方があると

認識しているという趣旨である。

五の(2)について

千 九 百 九十四年 (平成六年) の第四十九回国連総会における死刑決議案に対する日本政 府の立場につい

て国会に報告してい ない 0) は、 その際 の投票態度が従来か 5 の政 府の立場を踏襲したものであったことも

あり、特に国会に報告する必要はないと判断したためである。

また、 特に日本政府の立場に対して、 各国から意見が出されたという事実はない。

五の(3)について

逃亡犯罪人引渡しの制限事由については、 各国がそれぞれ固有の事情に基づいて定めるものであるが、

死刑 制 度の存廃の問題は、 基本的に各国にお いて当該 玉 の国民感情、 犯罪情勢、 刑事 ,政策の在り方等を踏

まえて慎 重に検討されるべ きものであって、 逃亡犯罪 人引渡しに関する法 制  $\mathcal{O}$ 間 題 から検討すべ きも 0 で

はないと考えている。

なお、 我が国としては、 逃亡犯罪人の引渡しに関して、 引渡犯罪に法定刑として死刑が含まれているこ

と等を理由に逃亡犯罪人の引渡しを拒否する国に対しては、 その国において当該犯罪人を訴追し適正に処

罰するように求め、社会正義の実現に努めているところである。

五の(4)について

死 刑 制 度をめぐる問 題 は、 人権 の問題に か カ わるものと考えている。

五の(5)について

口 ピ ソン国連 人権高等弁務官からは、 我が国が未締結である 「拷問及びその他 の残虐な、 非人道的 な

又は 品位を傷つける取扱い又は刑罰の禁止に関する条約 (仮称)」、「市民的及び政治的権 利 に関する国

際規約」の二つの選択議定書及び「すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国 際

条約 (仮称)」について締結の検討を進めていただきたいとの要望がなされた。

### 六 の $\widehat{\underbrace{1}}$ について

重に検討するために、 であるから、 死 刑 は、 その言渡しを受けた者の生命を断つ極刑であり、 刑の執行停止、 判決及び確定記録の内容を十分精査せしめている。仮にこれらの事由等が存在する 再審又は非常上告の事由の有無、 恩赦を相当とする情状の有無等につい 度執行されれば回復し難いこととなるも て慎

# 六の (2)

ても、 ては、 じて慎重な手続により有罪 ことが確認された場合には、 と異なり、 我 関係記録を十分精査検討しているところであって、 が 国 適正 刑事 にお について 訴訟法 法務大臣の命令によることとされ、その執行命令を発するに際しては裁判所の な判断がなされているものと考えてい いては、 (昭和二十三年法律第百三十一号) 令状主義及び厳格な証拠法則が採用され、三審制が保障されるなど、 が 所要の措置を採ることになる。 確定されている上、 、 る。 再審制度が保障されており、 第四百七十五条により、 加えて、 既に死刑を執行した者の中には誤判による無実の 死刑事件に関して言えば、 他の自由刑や財産 有罪を認定することに その執行 判断を尊 捜査公判を通 刑 行 重しつ 0 に 執行 っつい つい

六の(3)について

戦 後死 刑確定者が 再審で無罪となった事件として、 ζ, わゆる免田事件、 財田川事件、 松山 事件及び島 田

事 件があるところ、 御質問は、 これらの具体的事件の捜査手続又は刑事裁判手続における検察官及び裁判

所の判断にかかわる事柄であるので、答弁は差し控えさせていただきたい。

なお、これらの事件に係る再審の判決においては、捜査又は公判にかかわる問題点が指摘されている

が、 検察当局においては、これを深刻に受け止め、 適切に対処しているものと考える。

六の(4)について

検察官が法律の要件に従って再審請求をするほか、 刑事補償法 (昭和二十五年法律第一号) により補償

することができるが、 御指 摘のような事態が起きないように、 六 の (2)についてでお答えしたような慎

重な手続により有罪を認定し、 執行についても特段の配慮がなされている。

六の(5)について

基本的な事項において変わるところはない。

七について